

情報管理取扱要領

平成23年 7月 14日 制定
技術研究組合 NMEMS 技術研究機構
理事長

(目的)

第1条 技術研究組合 NMEMS 技術研究機構（以下「機構」という。）における「情報の管理」及びネットワークシステムの安全確保に関して、特別に定めのある場合を除き、この取扱要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 「法人情報」とは、機構の所有する情報であり、事業に関する情報、人事及び給与に関する情報、情報システムに関する情報その他業務運営上で必要となる全ての情報をいう。ただし、新聞、テレビ、インターネット等のメディアを通じて社会一般に流通している情報についてはこの限りではない。

2 機構内ネットワークシステムとは、電子メール、WWW (World Wide Web) などのインターネット標準技術等を使用して、電子情報を送受信または蓄積するために、複数のサーバーとクライアント PC を接続して構築した集合体をいう。

(法人情報の漏洩禁止)

第3条 機構の役職員は、情報公開法等に基づく必要な手続きにより開示請求された場合を除き、前条に定める情報について、業務以外の目的で使用したり、第三者（配偶者・両親・親戚等の血縁者及び友人・知人を含む。）に開示・提供してはならない。なお、離職後も、在職中に知り得た法人情報を第三者に開示・提供してはならない。

(持ち出し禁止事項)

第4条 電磁的記録として保存する機構情報をダウンロード又はプリントアウト等による複製を実施する場合は、その取り扱いには善良なる管理者の注意義務をもって行うとともに、複製したものは機構の外に持ち出してはならない。ただし、業務上必要な場合は、その理由を述べて上司の許可を得て持ち出し、必ず結果についても上司に報告するものとする。

(システム管理者の責任)

第5条 システム管理者は、機構が秘密情報と認める情報の保管について、情報漏洩や盗難に対する万全な対策を施すものとする。

- 2 機構が必要と認めた場合、システム管理者は、個々の職員が送受信した電子メールの内容を調査することができる。

(法人情報の処分)

第6条 機構情報が含まれる文書、図画又は電磁的記録を処分する場合は、その情報が外部に漏れないよう、裁断、焼却、消去その他復元できない方法により処分しなければならない。

(罰 則)

第7条 機構は、役職員がこの取扱要領に違反した場合には、就業規則第39条に基づく処分を行うものとする。また、この取扱要領に違反する故意または重大な過失によって機構に損害を与えた場合は、一切の賠償責任を当該役職員に負わすものとする。

- 2 前項の損害賠償の責任は、在職中はもちろん離職後も免れることはできないものとする。

(誓約書の提出)

第8条 機構に勤務する職員（役員を除き、嘱託職員・非常勤職員・派遣職員を含む。）は、情報管理の徹底と責任の自覚を促すため、別紙の誓約書を理事長に提出しなければならない。なお、誓約書は機構において最初の業務を開始する前に提出するものとする。

附則

この取扱要領は平成23年7月14日より施行する。

誓 約 書

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構
理 事 長 殿

私は、技術研究組合 NMEMS 技術研究機構（以下「機構」という。）の職員として、機構の就業規則、情報管理取扱要領及びその他の諸規定を遵守し、機構職員に相応しい「倫理観」をもって責務を果たすことを誓います。

平成 年 月 日

署名（直筆）

